

第19回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- 連結計算書類

「連結注記表」

- 計算書類

「個別注記表」

第19期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 ほくやく・竹山ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりです。

当社の企業理念の実現に向け、当社グループの行動指針およびコンプライアンスハンドブックを定め、必要に応じた研修や社内掲示を通じ、取締役、執行役員および従業員の倫理観の醸成と法令等の遵守を徹底する。

そのために、法令および定款に適合した組織体制とその責任を明確にし、下記各項に示す統制機能を以て、効率的で適正な経営の推進を図るものとする。

①当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「取締役会規程」「内部情報等管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存管理を行っている。その保存期間も法に準拠したものである。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、経営を脅かすあらゆるリスクに対処することを基本方針としており、必要に応じ経営会議にて、その体制の整備、問題点の把握および危機発生時の対応を行っている。認識すべき重要な点は、従来の災害対策を主としたリスク管理だけではなく、企業価値や持続的な経営を脅かすあらゆるリスクを対象としていることである。経営環境の変化への対応力を備えた危機管理態勢ならびにリスクの早期把握、被害の最小化に向けた取組み体制が、当社ならびにグループ会社においての最重要課題であることと認識している。

③当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営管理に関しては、「経営会議規程」とその付議基準に則り、毎月经営会議を開催し、予算制度に基づく予算と実績の確認および各社各部門における課題ならびに問題の確認・検討を行い、取締役会に報告を行っている。
- ロ. 代表取締役および取締役の分掌範囲ならびに権限は、「組織規程」に示し、また、各業務組織は、業務分掌ならびに職務権限一覧表に則り執行されている。
- ハ. 業績管理は、「予算管理規程」に基づき、月次・四半期毎ならびに年度予算に対する進捗管理を行っている。
- ニ. 毎月一回以上の取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っている。

④当社グループの役員ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業理念に示すとおり、地域における医療・福祉・保健のネットワークの中で生命関連商品の流通を担う企業として、特に倫理観を持った事業活動を行っている。このため、当社グループでは、取締役・執行役員・従業員に対し、その守るべき行動規範を明示し、法令はもとより企業倫理遵守の精神を以て「コンプライアンスハンドブック」を制定し推進している。

その対策として、

- イ. コンプライアンスの推進のために、「コンプライアンス基本規程」を制定し、それに則った「コンプライアンスハンドブック」を以て啓蒙を行っている。
- ロ. コンプライアンスの推進のための統括部署としてリスク管理部を設置している。
- ハ. 当社グループの業務の適正な運営と効率性ならびに不正誤謬の防止を目的とした「内部監査規程」を制定し、内部監査部門をリスク管理部内に設置している。
- ニ. 法令等違反の早期把握や従業員等からの相談を受けることを目的とした内部通報制度の制定と運用を行っている。
- ホ. 反社会的勢力との対応について、グループ全社員に向けた「コンプライアンスハンドブック」に明記し周知徹底している。

- ⑤当社ならびに当社子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社ならびにグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項については、「子会社管理規程」に基づき、経営会議ならびに取締役会において協議のうえ決議している。
 - ロ. 当社社長、執行役員および当社子会社の代表取締役等で構成される「経営会議」において、最低月1回、グループ全体に影響を及ぼす重要事項ならびに各社の業務上の重要情報等について共有化、議事録の作成・保管を行っている。
 - ハ. 当社の監査役ならびにリスク管理部によるグループ会社の定期監査を実施している。
その監査結果は、毎月の経営会議へ報告を行っている。さらに、各社からの改善実施報告を求め、有効な内部統制体制の保持に努めている。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社に対して、監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
 - ロ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査役に係る業務に従事させるものとする。
- ⑦監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの役員および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を把握したときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。
 - ロ. 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は、通報者が不利な取扱いを受けないよう内部通報窓口への通報状況およびその処理状況について常に報告を求めることができる。
 - ニ. 内部通報受理担当者は、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に報告する。
- ⑧監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社グループの取締役、執行役員および従業員は、監査役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応しており、監査役は子会社監査役ならびに会計監査人との定期的な意見交換や重要社内会議への出席などにより、監査役監査の実効性を確保している。
- ⑩財務報告に係る内部統制報告制度への体制
- 当社グループでは財務報告に係る内部統制システムの構築と適正な運用に向け、代表取締役の諮問機関として管理統括本部長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、各事業における統制状況の確認ならびに適正な指導を行っている。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは「ほくたけグループの行動指針」、「ほくたけグループコンプライアンスハンドブック」をコンプライアンス体制の基盤とし、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各社・各部門における必要な研修を実施しております。当事業年度におきましては新入社員研修、新任幹部社員研修、コンプライアンス・ミニテストおよび薬事研修を実施しております。

当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、コンプライアンス担当役員を直接受理者とする「なんでも相談ホットライン」を設け、グループ各社から通報できる体制を整備しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役および役付執行役員は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告しており、その取締役会資料および議事録は情報管理に関する規程に従い、適切に保存しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社リスク管理部はグループ各社・各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を経営会議に報告しており、事業活動に重要な影響を及ぼす恐れのある経営リスクについても、それぞれ担当役員が対応策を検討し、経営会議で審議し対応を検討しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会および月例経営会議を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会ならびに随時の経営会議を開催しております。当事業年度は定例取締役会および月例経営会議を12回、臨時取締役会を6回開催いたしました。さらに、迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、月例経営会議に社長、執行役員ならびに各グループ会社社長が出席するとともに、当社グループ全体の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、事前に社長および役付執行役員により協議し、業務執行に関する基本的な事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

⑤株式会社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行っております。また、当社全監査役とグループ各社の監査役によってグループ監査役連絡会を定例的に開催し、情報共有を行っております。当事業年度はグループ監査役連絡会を8回開催しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当社経営会議およびグループ各社の各種重要会議等へ出席しております。また、監査役会は毎月開催し、会計監査人との間で定期的に意見交換会を実施しております。当事業年度は監査役会を13回、会計監査人との意見交換会を7回開催しております。

⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づく財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、管理統括本部・リスク管理部および監査役が出席する内部統制委員会を開催し、関係部署から報告を受けております。当事業年度は内部統制委員会を2回開催しております。

⑧反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対して毅然とした対応をとる基本方針を「ほくたけグループコンプライアンスハンドブック」に明記し、当社に不当要求防止責任者を配置しております。

3. 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、永年にわたって構築してきた北海道における物流網を基盤として、地域に特化した営業ノウハウを活用することによって顧客満足度を最大限に高めることを経営の基本施策としてきました。また、環境の変化をいち早く捉え、長期的視野にたった経営を行い、借入金に頼らない強固な財務基盤づくりを進めております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役や執行役員に就任して、法令や定款を遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことを以て会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針としております。

②株式の大量保有取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

当社は、株式の大量保有取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念や企業価値、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量保有取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けにかかる具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

ただし、当社としては、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否および内容等をすみやかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題のひとつとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と将来を見据えた事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、グループとしてのシナジーの実現が見込まれる設備投資等に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当期末配当につきましては、1株につき10円（既に実施済みの中間配当10円と合わせ年間20円）とさせていただきます。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 15社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ほくやく
株式会社竹山
株式会社そえる
- ・ 連結の範囲の変更 株式会社エイエックスについては、2024年7月1日付で同社の株式を取得したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
これにより、当連結会計年度において連結子会社が1社増加いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・ 会社等の名称 株式会社アグロジャパン
株式会社長澤薬局
株式会社リードスペシャリティーズ

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
 以外のもの 売却原価は主として移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループは、「医薬品卸売事業」、「医療機器卸売事業」、「薬局事業」、「介護事業」、「ICT事業」、「その他事業」の事業セグメントにわたって、商品及び製品の販売、サービス提供等を展開し、これらについて顧客との契約により識別した財又はサービスを提供しております。当社グループは、これらの財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて、権利を得ると見込んでいる対価を反映した取引価格により、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・医薬品卸売事業

主として医療用医薬品の卸売等を行っており、顧客との販売契約において受注した商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に充足されるものとして収益を認識しております。医療機器関連のうち、搬入据付を伴う売上については検収基準を適用し収益を認識しております。

なお、一部の商品は販売後に顧客から返品を受ける義務を負っております。商品の過去の返品実績等を考慮して、顧客から商品を回収する権利については、返品資産を認識し、返品にあたって顧客へ返金を行う義務については、返金負債を認識しております。

また、取引価格の一部には、将来の値引き、返品等の変動対価を含んでおります。変動対価の見積りは、直近の価格交渉の内容や過去の実績などに基づき、最も発生可能性の高い金額による方法を用いており、当該変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、その時点までに認識した収益の累計額に著しい戻入れが発生しない可能性が高い範囲に制限しております。

・医療機器卸売事業

主として医療機器の卸売等を行っており、顧客との販売契約において受注した商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから出荷時に充足されるものとして収益を認識しております。売上高の計上は原則として出荷基準によっておりますが、搬入据付を伴う売上については検収基準を適用し、修理・保守等のサービスは、サービスの提供が完了した時点で、またはサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、商品が提供されるよう手配することが当社の履行義務であることから、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、取引価格の一部には、将来の値引き、返品等の変動対価を含んでおります。変動対価の見積りは、直近の価格交渉の内容や過去の実績などに基づき、最も発生可能性の高い金額による方法を用いており、当該変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、その時点までに認識した収益の累計額に著しい戻入れが発生しない可能性が高い範囲に制限しております。

・薬局事業

主として調剤薬局店舗にて顧客に対する調剤サービスを行っており、医師の発行する処方箋に基づき薬剤師が調剤した医療用医薬品を顧客に引き渡す義務、顧客との販売契約において受注した処方箋が不要な一般用（OTC）医薬品を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、商品の引渡時点に充足されるものとして収益を認識しております。

・介護事業

主として訪問介護サービス、通所介護サービス、高齢者住宅サービス等の事業を行っており、顧客とのサービス契約書に基づき介護保険法令等に定めるサービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務は、サービス提供が完了した月を基準に充足されるものとして収益を認識しております。

・ICT事業

主としてシステム開発サービス、IT関連製品販売サービス等を行っております。

システム開発サービスにおいては、顧客との契約に基づきシステム開発を行う義務を負っており、当該履行義務は、開発の進捗によって充足されるため、開発の進捗度に応じて当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

IT関連製品販売サービスにおいては、顧客との販売契約において受注した商品を引き渡す義務を負っており、当該履行義務は、主として商品の引渡時点に充足されるものとして収益を認識しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とした簡便法を適用しております。

ロ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、一定の年数（5～17年）による均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

医薬品卸売事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
有形固定資産及び無形固定資産	25,104百万円
うち、医薬品卸売事業に係るもの	16,548百万円
減損損失	216百万円
うち、医薬品卸売事業に係る減損損失	9百万円

当連結会計年度における医薬品卸売事業に係る減損損失9百万円は営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであること、および遊休資産から発生したものであります。

減損損失9百万円の内訳としましては、株式会社ほくやく小樽支店8百万円、株式会社ほくやくOTC支店0百万円および遊休資産0百万円によるものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

医薬品卸売事業では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として支店を基本単位とし、また、賃貸資産および遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。

医薬品卸売事業の各支店の減損の兆候の判定に用いる支店別の営業損益は、財務会計システムで集計された支店ごとの損益データを基礎として、本社費等を各支店の損益に配賦して算出しております。

減損の兆候があり、さらに減損損失の認識が必要と判定された支店における減損損失の測定に当たっては、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方を回収可能価額としており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

翌期以降、現状の経済環境に大幅な変化が生じ、回収可能価額の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	58百万円
土地	118百万円
投資有価証券	754百万円
計	930百万円

上記に対する債務

買掛金	1,901百万円
-----	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,974百万円

(3) 保証債務

取引先の債務に対し、債務保証（連帯保証）を行っております。

1社	2百万円
----	------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	24,400千株	－千株	－千株	24,400千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
自己株式	2,885千株	496千株	－千株	3,382千株

(注) 自己株式の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得496千株および単元未満株式の買取り0千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2024年4月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	215百万円
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月28日

ロ. 2024年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	210百万円
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年11月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年4月22日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	210百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等により行い、投機目的による取引は行わない方針です。また、当社グループは重要な借入がなく、業務を遂行するために必要な設備投資は、基本的に自己資金で賄っております。デリバティブ取引は一切行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また、一部の売掛金および長期売掛金は、得意先の信用リスクのほか、回収までの期間リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク

当社グループでは、管理統括本部内に債権管理担当部門を設け、債権管理規程に基づき、得意先ごとの残高および回収状況の管理を行うとともに、得意先の信用状況を必要の都度把握する体制を徹底しております。

ロ. 期間リスク

当社グループでは、管理統括本部内に債権管理担当部門を設け、得意先ごとの残高および回収状況の管理を行うとともに、回収期間の短縮促進を指導・徹底しております。

ハ. 市場リスク

投資有価証券の価格変動リスクについては、経理部門において定期的に保有状況と時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会で報告ならびに今後の対応を検討する体制としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,001百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	15,037	15,037	—

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「投資有価証券」には含まれておりません。

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日) (百万円)
非上場株式	542
関係会社株式	1,458
合計	2,001

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	15,037	—	—	15,037

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	医薬品卸売事業	医療機器卸売事業	薬局事業	介護事業	I C T事業	その他事業	
医療用医薬品	201,580	—	—	—	—	—	201,580
医療機器関連	6,281	68,418	—	—	—	—	74,699
調剤薬局	—	—	12,786	—	—	—	12,786
介護関連	—	—	—	2,141	—	—	2,141
IT機器販売・開発	—	—	—	—	2,375	—	2,375
その他	1,727	—	—	6	—	1,767	3,501
内部売上高	△7,770	△548	△13	△10	△1,480	△1,709	△11,533
顧客との契約から生じる収益	201,818	67,869	12,772	2,136	895	57	285,550
その他の収益	113	1,628	—	2,241	—	—	3,983
外部顧客への売上高	201,932	69,498	12,772	4,377	895	57	289,534

(注) その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸料収入等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,942円63銭

(2) 1株当たり当期純利益

116円44銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(株式取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社エイエックス

事業の内容 医療機器卸売事業

②企業の結合を行った主な理由

株式会社竹山は株式会社エイエックスを子会社とすることで循環器外科専門領域の販路拡大に繋がり、また当社および株式会社竹山としてノウハウ、情報を共有し連携を図ることで、お客様にもより良いサービスの提供が可能であると判断いたしました。

③企業結合日

2024年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社エイエックス

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社である株式会社竹山が現金を対価として、株式会社エイエックスの議決権100%を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	80百万円
取得原価		80百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

28百万円

②発生原因

主として、株式会社エイエックスを子会社とすることで、循環器外科専門領域の販路拡大に繋がり、そのことから当社グループにもたらすと期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	243百万円
固定資産	18百万円
資産合計	261百万円
流動負債	186百万円
固定負債	23百万円
負債合計	209百万円

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額は軽微なため記載を省略しております。

(事業分離)

(1) 事業分離の概要

- ①分離先企業の名称
北海道建物株式会社
- ②分離した事業の内容
当社の子会社である株式会社三興保険サービスの保険代理店業務
- ③事業分離を行った主な理由
保険に関するお客様のご要望への対応、ならびにサービスの一段の向上を目的として、今回の合意に至ったものであります。
- ④事業分離日
2025年1月1日
- ⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

- ①移転損益の金額
100百万円
- ②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
移転した資産および負債はありません。
- ③会計処理
移転した保険代理店事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価については、移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

その他事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	23百万円
営業利益	3百万円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの……………売却原価は主として移動平均法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～36年

無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

④退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社等からの経営指導料、業務受託料および配当金となります。経営指導料および業務受託料においては、子会社等との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	842百万円
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として賃貸資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。

当社の賃貸物件ごとの減損の兆候の判定に用いる賃貸物件別の損益は、財務会計システムに計上された賃貸物件ごとの損益データを基礎として算出しております。減損の兆候があり、さらに減損損失の認識が必要と判定された賃貸物件における減損損失の測定に当たっては、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方を回収可能価額としており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、当事業年度において計上した減損損失はありません。

翌期以降、現状の経済環境に大幅な変化が生じ、回収可能価額の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 153百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	163百万円
長期金銭債権	2,554百万円
短期金銭債務	25百万円
長期金銭債務	8百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	1,604百万円
販売費及び一般管理費	239百万円
営業取引以外の取引	
受取利息	13百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する注記

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
自 己 株 式	2,885千株	496千株	一千株	3,382千株

(注) 自己株式の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得496千株および単元未満株式の買取り 0 千株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	80百万円
賞与引当金	14百万円
退職給付引当金	2百万円
長期未払金	3百万円
子会社株式評価損	301百万円
子会社株式の現物配当による差額	2,286百万円
投資有価証券評価損	54百万円
繰越欠損金	363百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	3,126百万円
評価性引当額小計	△3,126百万円
繰延税金資産合計	－百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,047百万円
繰延税金負債合計	△1,047百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,047百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

①親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

②役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

③子会社等

属性	会 社 の 名 称	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)はくやく	4,964	医療用医薬品 卸売	直接 100.0	持株会社 役員の兼任	経営指導料	248	—	—
						業務受託料	325	—	—
子会社	(株)竹山	100	医療機器・医療 材料卸売	直接 100.0	持株会社 役員の兼任	経営指導料	102	—	—
						業務受託料	109	—	—
子会社	(株)マルベリー	50	介護事業	直接 100.0	持株会社 役員の兼任	資金の回収	30	短期貸付金	34
						受 取 利 息	2	長期貸付金	511
子会社	(株)アドウィック	60	コンピュータ ソフト開発・ 販売等	直接 100.0	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	80	長期貸付金	130
						資金の回収	130		
						受 取 利 息	0		
子会社	(株)モルス	80	介護事業	直接 100.0	持株会社 役員の兼任	資金の回収	8	短期貸付金	96
						受 取 利 息	9	長期貸付金	1,888

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託料については、その業務に係る人件費相当分を勘案して決定しております。
2. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
4. (株)モルスに対する貸付については、256百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,984円17銭

(2) 1株当たり当期純利益

19円19銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。